

棚倉町男女共同参画基本計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）に基づき、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策について基本的な計画を策定するため、棚倉町男女共同参画基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 棚倉町男女共同参画基本計画の策定に関すること。
- (2) その他委員会が必要と認めること。

(組織)

第3条 委員会は、委員12名以内をもって組織する。

- 2 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。
- 3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は計画決定時までとし、委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員会は、必要があるときは、関係者の出席を求めて、意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、棚倉町役場総務課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附則

この要綱は、平成18年9月1日から施行する。